

○緑川環境政策課長 それでは、委員の皆様方がおそろいになりましたので、ただいまから第32回企画政策部会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、環境局環境政策課の緑川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮でございますが、着席により進行させていただきます。

まず初めに、本部会の定足数につきまして、お知らせいたします。当部会の構成員は15名でございますけれども、現在、12名の先生方に御出席をいただいております。このため、審議会規則に定めます定足数に達していることを御報告いたします。

また、第12期、今期の東京都環境審議会委員に御就任いただきまして、今回、御出席をいただきました委員を御紹介させていただきます。

大迫委員でございます。

○大迫委員 欠席ばかりで、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○緑川環境政策課長 大迫委員におかれましては、企画政策部会に御所属いただくことになります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、座席表を配布させていただいております。

そして、次第を表紙に、クリップどめをしております資料を御用意しております。

資料は、分厚くて、大変恐縮でございますけれども、参考資料とあわせまして、通し番号で、右下に1ページから123ページまで番号を振っております。

また、これまでの企画政策部会の配付資料をつづりましたパイプファイルを御用意いたしました。

万一、不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事につきまして、交告部会長にお願いしたいと存じます。交告部会長、よろしくお願いいたします。

○交告部会長 おはようございます。

それでは、「議事の中間のまとめ（素案）について」の審議に入らせていただきます。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○緑川環境政策課長 事務局よりお手元の資料につきまして、御説明をさせていただきます。

中間時点の案といたしましては、「基本計画のあり方（中間のまとめ）」と題しまして、資料の2、通し番号ですと16ページから110ページにわたるものとなっております。

構成は、大変恐縮ですけれども、17ページをお開きください。

17ページは全体の目次となっておりますけれども、6章立てとしておりまして、まず最初に、「東京都環境基本計画に向けて」ということで、改定に向けた考え方をお示しさせていただいております。

次に、Ⅱといたしまして「新たな計画の位置づけとこれまでの取組・成果」。

続きまして、Ⅲといたしまして「東京を取り巻く社会経済の動向」。その環境の分野をⅢ-2というところで取りまとめております。

そして、Ⅳといたしまして「東京が目指す将来像」としておりまして、第Ⅴ章から「分野別目標と施策の方向性」といたしまして、5つの分野ごとにそれぞれの施策につきまして記載をしております。

最後にⅥ章といたしまして「環境の確保に関する配慮の指針」という構成になってございます。

ボリュームがございますので、本日はA3版で概要版を作成いたしましたので、こちらを使いながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2をご覧ください。

表頭に「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）素案」となっているA3の資料でございます。

まず冒頭に、基本計画改定に向けた考え方を示させていただいております。昨年発表いたしました「東京都長期ビジョン」におきまして示しました環境政策を、さらに進化・発展させまして、2020年に開催されますオリンピック大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させました「世界の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した環境政策を明らかにするために、現行の基本計画を改定するという考え方を記載しております。

次に、左上でございますけれども、「計画の位置づけとこれまでの成果」といたしまして、これまでも先進的な環境政策を展開いたしまして、現行の環境基本計画の分野別目標はおおむね達成してございますが、現計画の策定から7年が経過しておりまして、都を取り巻く環境は大きく変化しております。

加えまして、2020年の東京オリンピックは、環境施策をレガシーとして継承する、あるいは世界にPRするまたとない機会でございます。

こうした機会を活用いたしまして環境施策を推進するためには、都民あるいは企業の皆様方等へ環境配慮への道筋を示しまして、あらゆる主体の参画を促す必要がございます。そのためにも、これまで積み重ねてまいりました環境政策を発展的に継続していくとともに、近年の状況の変化への対応であるとか2020年東京大会を見据えた取り組みを踏まえまして、計画を改定すべきであるとしてございます。

続きまして、「東京を取り巻く状況」を見ますと、「世界の状況」でございますけれども、世界の人口は2050年には約97億人になると予測されてございます。そのうちの66%が都市に居住するということが見込まれてございます。

さらに、エネルギー需要を見ますと、途上国の需要拡大によりまして、2035年には現在の1.3倍になることが見込まれてございます。

一方、「日本の状況」について見ますと、2060年の日本の人口は、現在に比べまして、3割ぐらい減少する8,600万人程度になることが見込まれてございます。また、東京におきましても、2020年をピークに人口減少に転じまして、2060年には1,000万人ぐらいになるとことが見込まれてございます。

さらに、「環境分野の動向」について見ますと、今世紀末までに、最大で4.8度の気温の上昇が予測され、こうした状況を勘案しますと、緩和策に加えて、適応策への取り組みが必要でございます。

また、資源循環の観点から見ますと、世界の資源消費量は、今後、大幅に増加することが見込まれてございます。

また、多くの都市の大気環境はWHOのガイドラインのレベルに達していない状況でございませぬ。

また、生物多様性への国際的関心が高まっている中で、「東京が目指すべき将来像」といたしましては、左下でございませぬけれども、「目指すべき都市の姿」といたしまして、「世界一の環境先進都市・東京」を実現するというところで、世界一の環境先進都市とは、世界のどの都市にも負けない最高水準の都市環境を実現いたしまして、さらにサステナビリティという観点から、都市の持続可能な発展に貢献するとともに、気候変動への適応も視野に入れつつ、かつ連携とリーダーシップという考え方のもとに多様な主体と連携し、先進的な取り組みによりまして、国や他都市を牽引していく都市を目指して5つの政策を柱として掲げて、経済成長と環境政策の両立あるいは五輪後を見据えた環境レガシーの形成、さらには持続可能性に向けた新たな価値観の創出など、全体を貫く視点を持って、政策をつくり上げていく

としてございます。

なお、「目標年次」でございますけれども、右下にございますように、「東京都長期ビジョン」との整合性やオリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえまして、2020年と2030年をターゲットとした目標を設定いたしまして、中長期的・戦略的な政策展開を図る観点から、できる限り高い目標を示していく。さらには、具体的な数値によります目標設定やロードマップ等々で、都民の皆様方に対しまして分かりやすく説明していくべきとしてございます。

3ページをお開きください。

3ページ以降は、分野別の施策ごとにまとめたものでございます。

資料のつくりでございますけれども、まず左上に「これまでの主な取組と到達点」を、その下に「あるべき姿」を、さらに右上に行きまして「設定すべき目標」、その下に主な「施策の方向性」という形で取りまとめてございます。

まず、「施策1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進」でございますが、これまでも、キャップ・アンド・トレード制度の導入ですとか地球温暖化対策報告書制度等々の導入によりまして、都内のエネルギー消費量は大きく改善をしてございます。隣のグラフを見ていただきますと、一番右側のグラフが2013年度でございますけれども、2013年度は660ペタジュールということで、2000年度に比べまして18%削減しているという状況でございます。

また、エネルギー消費量と経済成長の関係でも、2001年以降、都内の最終エネルギー消費と都内総生産の関係で見ますと、デカップリングが顕著となっております。

しかしながら、部門別で見えますと、産業部門及び運輸部門は、2000年度比で減少している一方で、家庭部門につきましては、世帯数の増加もあって、増加している傾向でございます。

そうした状況の中でも、「あるべき姿」といたしましては、左下にございますように、エネルギー消費の削減と経済成長が両立した持続可能な都市を実現していくという将来像を描きながら、そのための設定すべき「目標」といたしまして、右上でございますけれども、長期的な視点を踏まえて、温室効果ガスの排出量の2030年度目標を設定すべきである。それに加えて、環境性能の高い自動車の一層の普及を図るために、次世代自動車や低公害・低燃費車等の普及の拡大に資する目標を設定すべきとしてございます。

こういった目標実現に向けた「施策の方向性」でございますけれども、まず、「キャップ・

アンド・トレード制度の着実な運用」といたしまして、2期の着実な運用に加えまして、引き続き期間に向けた検討をすること。

さらに、「中小規模事業所対策の推進」といたしまして、例えばビルオーナーとテナントの間で協働した低炭素なビル化を推進するなどの取り組みの普及によりまして、事業者の取り組みを推進していくべきとしてございます。

また、「家庭部門対策」では、世帯特性やエネルギーの使用状況に応じた省エネ診断の充実あるいは創エネ・蓄エネ機器の導入促進等々によりまして、各家庭の取り組みを後押ししていくなどに加えまして、既存住宅の断熱性を高めるリフォーム支援であるとか省エネ高水準住宅の施工技術、あるいはノウハウの市場におけます認知・普及を促進していくこととしてございます。

また、「運輸部門対策」では、次世代自動車のさらなる普及ということで、自動車の買い換えを促進するために、低公害・低燃費車の導入義務制度を強化するとともに、環境性能の高い次世代自動車等の普及・拡大を検討していくこととしてございます。

4ページをお開きください。

「再生可能エネルギーの導入拡大」でございます。

まず、左上でございますけれども、これまでも2009年度から集中的な補助制度によりまして、都内の太陽光発電量は、2008年度は5万5,000キロワットだったものが、現在34万2,000キロということで、約6倍に増加してございます。

さらに、日本初となる太陽エネルギーポテンシャルを示しました「東京ソーラー屋根台帳」等々によりまして、太陽エネルギーの普及を後押ししてございます。

また、「事業者への仕組みづくり」といたしまして、CO₂排出係数と再エネ導入目標を義務づけたエネルギー環境計画書制度の公表、あるいは官民連携再生可能エネルギーファンドなどによりまして、広域的な再生可能エネルギーの導入促進を図ってございます。

しかしながら、都におけます再生可能エネルギーの電力に占める割合は、現在6%という状況でございます。

さらに、太陽光以外の再生可能エネルギーの導入はまだまだ進んでいないというのが、現状でございます。

そうした中でも、「あるべき姿」といたしまして、再生可能エネルギーの導入が拡大することによりまして、都市活動を支える主要なエネルギーの1つとして活用されているという将来像のもと、長期ビジョンで掲げました「再生可能エネルギーによる電力利用割合」あるい

は「都内の太陽光発電導入量」につきまして、2030年度までの目標を設定すべきとしてございます。

目標実現に向けました「施策の方向性」でございますが、太陽光パネルからの電気でスマートフォン等々が手軽に充電できる「シティチャージ」という装置を、10月7日東京タワー、それから10月31日に虎ノ門ヒルズに設置する予定でございますけれども、こういったシティチャージの積極的な導入によりまして、都民の皆様が身近に太陽エネルギーに触れることで、再生可能エネルギー導入拡大に向けた機運を醸成していくことに加えまして、駐車場の上部空間の活用や地中熱機器設置における支援、また多摩・島しょ地域における再生可能エネルギーの導入拡大といたしまして、地熱や木質バイオマスなどの自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みを支援するなど、東京の特性を踏まえた再生可能エネルギー導入を拡大することとしてございます。

また、来年度の電力自由化を見据えまして、再エネ電源に関する正確な情報発信によりまして、消費者が積極的に再エネ電源を選択できるような仕組みを構築していくべきとしてございます。

5ページをご覧ください。

続きまして、「水素社会実現に向けた取組」でございます。

これまでも、初期需要の創出と継続的な取り組みを内外に示すために、今年度400億円の基金を造成いたしまして、燃料電池自動車の購入や水素ステーションの整備につきまして、集中的な財源投入を行いました。

また、水素エネルギーの普及促進のために、さまざまな機会を捉えまして、シンポジウムやセミナー等々を開催してございます。

しかしながら、水素社会の一般的な認知度はまだまだ低い水準にとどまっていることに加えまして、公道との離隔距離など、抜本的な規制緩和が必要な状況でございます。

そうした中で、「あるべき姿」といたしましては、水素エネルギーのインフラ整備が進むことによりまして、多くの都民の皆様が水素エネルギーを利用する水素社会が実現されているという将来像を掲げながら、設定すべき「目標」といたしましては、長期ビジョン及び水素戦略会議で掲げました「燃料電池車の普及台数」あるいは「水素ステーションの整備箇所数」につきまして2030年度の目標を設定すること。さらに水素エネルギーの普及促進に向けまして、都民の皆様方の認知度向上に資するような目標を設定することとしてございます。

それらの目標の実現のための「施策の方向性」といたしまして、集中的な財源投入とオリ

ンピック・パラリンピック大会でのFCV車の活用など、官民で燃料電池車等を導入することによりまして、初期需要をさらに創出していくことに加えまして、都内の施設等々におきます水素の利活用モデルを検討すること。

さらに、CO₂フリー水素の活用といたしまして、都内事業所の先導的な再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入を支援していくとともに、東北地方の再エネ余剰電力を積極的に活用した水素供給システム等を検討すべきとしてございます。

加えまして、「水素エネルギーの普及拡大」といたしまして、幅広い層が水素について楽しく学べ、理解を深めるための機会を提供するとともに、一般都民にも分かりやすいコンテンツを作成し、水素エネルギーの意義・安全性等を広く発信していくこととしてございます。

6ページをご覧ください。

続きまして、「『持続可能な資源利用』の推進」でございます。

これまでも、九都県市と連携した3Rの普及促進や食品ロス削減に向けた取り組み、あるいは小型家電を回収する自治体に対します技術的あるいは財政的な支援を実施してまいりました。

また、建設泥土の有効利用の促進にも取り組んでまいりました。

しかしながら、3Rの普及を背景に、リサイクル率は現在23%ということで向上はしているものの、最終処分される廃棄物にはまだまだ、再生利用可能な資源が存在しているという状況でございます。

そこで、「あるべき姿」といたしましては、天然資源の保護と効率的な使用のもとで、持続可能な資源利用が進み、最終処分量がさらに減少しているという将来像を描きながら、設計すべき「目標」といたしまして、長期ビジョンで掲げました「リサイクル率の向上」と「最終処分量の削減」につきまして、2030年度の目標を設定すること。

加えまして、新たに「持続可能な資源利用」の推進に向けまして、資源循環の促進に関する目標や持続可能な調達を広く都内に普及する目標を設定することとしてございます。

これらの目標を実現するための「施策の方向性」といたしまして、外食産業等と協力した食べ切りを推進する事業など、食品ロスを積極的に削減する取り組みやリユース容器の使用拡大あるいはレジ袋の削減など、使い捨て型のライフスタイルの見直しを促進すること。

また、国産材木材に森林認証された木材の利用を促進することによりまして、違法伐採木材の排除を推進すること。

さらには、2020年オリンピック・パラリンピックを契機に、エコマテリアルの利用をさら

に拡大していくこととしてございます。

加えまして、こうした取り組みを既に先進的に行っている企業もございますので、そういった先進的な取り組みを行っている事業者等々と連携したモデル事業を行うことによりまして、新たな仕組みを構築し、その仕組みを都内の中小企業者等々に広く普及・定着していくこととしてございます。

7ページをご覧ください。

続きまして、「静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進」でございます。

左上でございますけれども、これまでも「スーパーエコタウン事業」を推進いたしまして、都内におけます産業廃棄物中間処理の約10%を担うなどの実績を上げてございます。

また、東京都医師会等々と連携いたしまして、医療廃棄物の適正処理を推進しております。

また、微量PCBの分析及び処理費用の一部の経費を支援するなどして、PCB処理につきましの取り組みもしてございます。

また、優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者制度を導入いたしました。これらの取り組みによりまして、第三者評価制度を今、254事業者を認定しているという状況でございます。

さらに、折れ線グラフにもございますとおり、不法投棄は減少傾向にある状況でございます。

そこで、「あるべき姿」といたしましては、産業廃棄物処理業者の優良化あるいは排出者責任の徹底により産業廃棄物の適正処理が確保されまして、廃棄物処理・リサイクルにかかわる環境負荷が低減されているという将来像を描きながら、設定すべき「目標」といたしまして、優良な産業廃棄物処理業者の育成に関する目標や産業廃棄物の不法投棄等々の不正処理を撲滅するなどの目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、「第三者評価制度の普及促進」、さらには、PCB廃棄物につきまして、国は2026年度までにPCB廃棄物の処理完了を義務づけてございますので、その期間内の完了を目指しまして、都内の使用あるいは保管の実態調査を行いまして、それをもとに、適正処理を推進していくこととしてございます。

また、まちの美化運動を推進いたしまして、ごみ問題やごみ散乱防止への都民の意識の向上を図っていくこと。

さらに、違法輸出や不適正処理を防止するため、立ち入り指導の強化や国や区市町村との連携をさらに促進していくこととしてございます。

8ページをご覧ください。

「災害廃棄物対策の強化」でございます。

都は、これまでも東日本大震災に伴い発生いたしました災害廃棄物や、2013年に発生いたしました大島の大規模な土砂災害等々の災害廃棄物を、都内で受け入れた実績がございます。

こうしたノウハウのもと、区市町村の震災がれき処理マニュアルの作成等々の支援を行ってまいりました。

しかしながら、首都直下地震等々が発生した場合には、都域を超えた広域処理を想定いたしまして、関東ブロック内での連携・協力、あるいは民間事業者等との連携・協力体制が必要でございます。

そこで、「あるべき姿」といたしましては、首都直下型地震等々の発災があったとしても、災害廃棄物を迅速・適性に処理できるよう、平時から準備がなされているという姿のもとで、平時から首都直下型地震等の対策の準備をしておく観点から、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制の確保に資する目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、引き続き区市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行うとともに、国が策定いたしました災害廃棄物対策支援に基づきまして、東京都の地域防災計画との整合性を図りながら災害廃棄物処理計画を策定し、その際、都域を超えた実行性ある災害廃棄物処理体制を構築するためにも、国と連携を図るとともに、関東ブロック内での行動計画策定にも関与し、また、運搬及び中間処理につきましては、民間事業者との連携・協力体制を整備することとしてございます。

9ページをご覧ください。

9ページは、「生物多様性の保全・緑の創出」でございます。

これまでも、左上にございますとおり、緑化基準の引き上げであるとか、公立の小中学校、幼稚園、私立学校及び都立学校等々の校庭の芝生化を推進してございます。

また、「江戸のみどり復活事業」と称しまして、区市町村の在来種植栽を行います先駆的な取り組みに対します財政的な支援、あるいは人工林の間伐・枝打ち、さらには保全地域における希少種の盗掘や持ち去り防止の取り組みなども行っております。これによりまして、2007年から2013年まで、新たに約625ヘクタールの緑を創出することができました。

さらに、みどり率について見ますと、区部では調査開始以来初めて増加するなど、着実に緑地が回復されてございます。

さらに、これまで50地域約760ヘクタールを保全地域と指定いたしまして、都内の貴重な緑

を保全してまいりました。

こうした現状を背景に、「あるべき姿」といたしましては、新たな緑の創出に加えまして、生物多様性などの緑の質にも配慮した施策が展開され、生き物と共生する都市づくりが進んでいるという将来像のもと、設定すべき「目標」といたしましては、右上にございますとおり、緑化計画書制度における在来種植栽の推進、生物多様性に配慮した緑化の推進に関する目標、あるいは生物の成育・育成場所の回復の推進に関する目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、2020年の東京大会に向けまして、民間事業者の緑化を支援するなどの花と緑による植栽を推進することで、都市の魅力を向上していくこと。

さらには、自然地を一定規模以上開発する場合には、緑地の確保の義務づけなどによりまして、生物多様性に配慮した開発計画を、引き続き誘導していくこと。

また、「保全地域における希少種保全対策の強化」ということで、アドバイザー等々の派遣によりまして、保全団体の活動を支援するとともに、個々の保全地域に適応した希少種保全対策を実施すること。

さらには、「外来種対策の強化」ということで、区市町村等と連携しながら、外来生物の被害の低減と捕獲方法などの見直しによりまして、現在増えてございます、伊豆大島のキョンの捕獲の強化をすることとしてございます。

10ページをご覧ください。

続きまして、「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」でございます。

これまでも、左上にございますとおり、企業あるいは大学と連携いたしました緑地の保全活動を展開してございます。

また、近年、自然公園の利用者が増加してございます。

また、トレイルランニングなどの利用目的も、多様化してございます。

これらを踏まえまして、昨年度、利用のマナーの遵守のための自然公園ルールを策定いたしました。

これらの結果、緑のムーブメントの推進を目的といたしました「緑の東京募金」でこれまでに、約9億円の御寄付をいただいております、それを街路樹の整備あるいは海の森整備等々に活用させていただいております。

今後とも、保全活動を担います新たな人材の掘り起こしや都民の皆様方が参加しやすい環境の整備に取り組みまして、生物の多様性に関する気運をさらに醸成していく必要がございます。

このため、「あるべき姿」といたしましては、さまざまな自然体験活動によりまして、生物多様性保全の気運が醸成され、自然環境保全・回復活動が進んでいるという将来像のもとで、設定すべき「目標」といたしまして、長期ビジョンで掲げました「自然体験活動参加者数」につきまして2030年度の目標を設定することに加えまして、新たに自然環境や歴史・文化の保全と利用促進に関する目標ですとか、生物多様性の普及啓発の充実に関する目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、引き続き、企業・大学等との連携によります緑地化保全活動を行っていくとともに、初心者や新しい層への自然体験活動への参画を促すために新たな体験プログラム等々を準備することで、人材の掘り起こしをしていくこと。

また、自然環境の保護あるいは利用の促進を図るために、自然公園のあるべき姿や戦略的施策についての検討。

加えまして、自然公園ルールの普及啓発活動を行い、また、自然公園内にありますビジターセンターを活用いたしました生物多様性の重要性を発信すること。

さらには、複数の選択メニューを用意することによりまして、都民・企業の参画のもとで、緑あふれる都市東京の再生を推進するために、「緑の東京募金」を積極的に活用することとさせていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。

「大気環境等の更なる向上」でございます。

これまでも、左上にございますとおり、都独自の取り組みでございますディーゼル車規制、工場・事業所等々に対します煤煙規制あるいは中小事業者に対しますVOC対策アドバイザーの派遣等々を行ってまいりました。

これらの結果、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準は、おおむね達成している状況でございます。

また、PM2.5は、10年間で濃度が半減してございます。

また、オキシダントの環境基準は、未達成ではあるものの、高濃度の出現時間は着実に低下するなどの成果を上げてございます。

しかしながら、PM2.5あるいはオキシダントは、環境基準を達成していない状況でございます。

そこで、「あるべき姿」といたしまして、世界の大都市でも最も快適な大気環境が実現されているという将来像のもと、都内のオキシダント濃度の低減や建設騒音に対する苦情の削

減に関する2030年目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、引き続き、法令に基づく届け出の指導や立ち入り検査等々によります規制指導の徹底に加えまして、小規模燃料機器の認定制度の対象拡大によりまして、工場あるいは事業所の対策を引き続き実施するとともに、家庭部門にも目を向けまして、暮らしに身近な生活用品につきまして、低VOC商品の選択が促進するような仕組みを構築すること。

さらには、右下にございますとおり、苦情件数のうち約半数が建設作業に伴うものという状況を踏まえまして、こういった実態を把握しながら、区市への技術的な支援を継続していくこととしてございます。

12ページをご覧ください。

12ページは、「化学物質による環境リスクの低減」でございます。

これまでも、左上にございますとおり、中小事業者のための土壌汚染対策ガイドラインを設定いたしまして、中小事業者の土壌汚染処理にかかわる負担の軽減に努めてまいりました。

また、専門家が中小事業者を訪問することによりまして、調査・対策などのステップごとに、的確なアドバイスを実施してございます。

また、化学物質対策では、小規模事業者が多い東京の特性を考慮いたしまして、小規模事業所を対象にいたしました化学物質の排出等の報告を求める都独自の化学物質適正管理制度を運用しました。

これらの結果、土壌汚染対策法施行後、都内には591カ所の要措置区域がございましたが、そのうち現在までに、326カ所で指定が解除されました。また、都内の化学物質の総排出量は、10年前の4割程度に低減してございます。

一方で、住工混在地域におきましては、未規制の化学物質等々によりますリスクの有無を確認していく必要がございます。

そこで、「あるべき姿」といたしまして、化学物質等によります環境リスクの低減が図られまして、安心して暮らせる生活環境が確保されているという将来像のもと、合理的な土壌汚染対策に関する目標の設定や化学物質対策の推進に関する目標を設定し、そのための「施策の方向性」といたしまして、引き続き、中小事業者に対しまして土壌汚染アドバイザーを派遣いたしまして、効果的な技術支援を実施するとともに、土壌汚染に関するコスト削減という観点だけではなくて、ライフサイクル全体で見た環境負荷の低減や近隣住民の理解促進などの視点も踏まえまして、最適な土壌汚染対策を検討・実施する仕組みを検討していく。

さらには、右下でございますけれども、住工混在地域におきます未規制の化学物質等のリ

スクの有無を確認いたしまして、適切な対応を検討するなど、化学物質の適正管理を推進することとしてございます。

13ページをご覧ください。

こちらは、「水環境・熱環境の向上」でございます。

左上でございますが、これまでも水質汚濁対策につきましては、合流式下水道の改善あるいは河川・東京湾のしゅんせつ等々を行ってまいりました。

ただ、流れの途絶えていた野火止用水、渋谷川、古川に対しまして、下水道の高度処理水を導入することによりまして、潤いある水辺環境を回復してまいりました。

また、熱環境への対応という観点からは、ヒートアイランド対策取り組み方針に基づきまして、都・区それぞれが連携しながら、省エネあるいは緑化等々の対策を実施してきております。

これらの結果、都内の河川56水域全ての水域で現在、環境基準を達成いたしました。

一方で、東京湾の水質のつきましては、1980年度以降現在まで、横ばいの状況が続いております。

さらに、熱環境で見ますと、ことしも8日連続の猛暑日が続くなど、都市温暖化の傾向が顕著にあらわれてきているという状況でございます。

そこで、「あるべき姿」といたしまして、気候変動の影響等も見据えながら、潤いある水環境の創出や暑熱対策に加えまして、水質改善が進むことで、町なかで心地よさを実感できる環境が実現されているという姿のもと、水質向上に資する目標、地下水の保全と利用の適正管理に資する目標、暑さ対策の推進に関する目標を設定いたしまして、そのための「施策の方向性」といたしまして、これは他局の事業でございますけれども、合流式下水道の改善を行いながら、国や関係自治体と連携した効果的な水質汚濁対策を実施することに加えまして、我々環境局といたしましても、浅場・干潟等々におけます生態系の浄化機能にかかわる研究など、水質浄化のための知見を集積いたしまして、東京湾の水質改善を促進していく。

さらには、適切な揚水規制によりまして、地盤沈下の防止と地下水の保全の取り組みを推進するとともに、東京都豪雨対策基本方針等々を踏まえまして、河川などの安全性の向上の取り組みを推進していくこととしてございます。

さらには、町なかでのクールスポット創出という観点から、区市町村や民間事業者等と連携したドライ型ミストの設置や遮熱性舗装の整備など、2020年の東京大会を見据えた暑熱対策を推進していくこととしてございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

「環境施策の横断的・総合的な取組」でございます。

これまでも、左上にございますとおり、区市町村が実施いたします取り組みに対します財政的あるいは技術的な支援を積極的に展開をしております。

また、国際連携という観点から、国際会議等々でキャップ・アンド・トレード制度やグリーンビルディング対策等の先導的な気候変動対策を発信しております。

また、アジア大都市等々に対します、廃棄物分野や大気質分野におけます具体的な協力の促進もしております。

こうした取り組みに対しまして、実績といたしましては、区市町村への支援といたしまして、平成26年度は33区市町村58事業に対しまして財政的な支援を行いました。

また、ヤンゴン市廃棄物ワークショップ等々によります職員交流など、さまざまな成果を上げてございます。

そこで、「あるべき姿」といたしましては、多様な主体との連携などによりまして、あらゆる場面で環境配慮行動を推進し、戦略的な都市外交などを通じまして、持続可能な都市として発展していくという将来像のもと、海外都市との関係協力強化とか環境教育の強化に係る目標などを設定することとしてございます。

そのための「施策の方向性」といたしまして、引き続き、区市町村に対します財政的あるいは人的・技術的な支援を行うとともに、国際会議の参加やネットワークを通じまして、気候変動対策を先導する、あるいは研究員の相互交流等々によりまして、両都市がともに学ぶ体制を構築していくこと。

さらには、再生品やグリーン認証製品の率先利用など、都が率先して環境配慮商品の選択促進を進めるとともに、都内事業者に対しましても取り組みを推進していくこと。

学校教育との連携をさらに強化することによりまして、時代を担う環境人材を育成すること。

さらには、「環境科学研究所の機能強化」といたしまして、エネルギー分野の研究など、都を取り巻く環境情勢に応じた実効性ある試験研究機関としての機能を強化するとともに、海外からの研修生の受け入れやノウハウの提供など、多様な主体への情報発信などを行う拠点といたしまして、国際協力・環境学習機能を充実することで、環境施策を総合的に補完することができる体制を整備することとしてございます。

最後、15ページをご覧ください。

「環境の確保に関する配慮の指針」でございます。

これは、冒頭でございますけれども、行政のみならず、都民、事業者の方、NPOの方々などあらゆる主体が、あらゆる分野の活動におきまして環境配慮に取り組むための考え方を示したものでございまして、この指針に基づきまして、さまざまな活動やルールに環境への配慮が具体化・内在化していくことで、各主体の行動に応じた環境配慮を推進していくことを目的としてございます。

この指針の構成は、右下でございますとおり、まず「環境配慮原則」のもと、都市づくりにおきます配慮の指針、あるいは事業活動、日常生活における配慮の指針に分けて、さらに都市づくりにおきましては、「環境配慮項目」を、「共通配慮事項」、「地域別配慮の指針」、「事業別配慮の指針」として定めてございます。

しかしながら、現計画策定から7年が経過しておりまして、都市づくりにおける配慮の指針のうち、「環境配慮項目」につきましては、近年の環境を取り巻く状況の変化を踏まえまして、項目などを見直ししていく必要がございます。

具体的には、左下でございますように、「エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制」という項目の中に、新たに分散型エネルギーやエネルギーマネジメント等々の視点を追加する必要がございます。

さらに、「環境負荷の少ない交通」という項目の中には、次世代自動車の導入促進という視点も必要でございます。

また、現計画では「廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進」という項目でございましたが、そこには持続可能な資源利用の推進という観点での項目の見直しが必要でございます。

さらに、「大気環境等の更なる向上」という項目の中には、PM2.5の発生抑制等の視点を追加する。

「生物多様性の保全・緑の創出」という項目の中には、生態系に配慮した緑化や希少種保全等の視点を追加していく。

こうした項目の追加、あるいは見直しを行うこととしてございます。

説明は以上でございます。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

西岡委員が先に手を挙げましたので、西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 簡単な質問なのでございますけれども、これもひょっとして何度も質問したかもしれな

いけれども、適応に対するスタンスについてお伺いしたいと思っているのですが、普通、気候変動に対する適応というのは、環境の問題として他分野にわたっているということで、一応、環境部局があちこちで取りまとめるという形でやっておりますけれども、この環境基本計画のらち外にあるというか、また別途のところでも検討しているというスタンスでやっておられるのかという質問なのです。

○緑川環境政策課長 ありがとうございます。

資料の2、分厚い資料の32ページをご覧くださいますと、まず、目指すべき将来像で、先ほど「世界の環境先進都市・東京」ということを掲げさせていただきましたが、その世界の環境先進都市の構成する要素として、最高水準の都市環境から実現する。それから、サステナビリティの観点が必要なのだ。あと、連携とリーダーシップという観点が必要なのだというお話をさせていただきましたが、その中の「②サステナビリティ」の下から3行目のところ、「なお、気候変動の対応には、ヒートアイランド現象と相まって生じる暑熱環境、集中豪雨など異常気象の多発、熱帯性の感染症などへの対策（いわゆる適応策）についても組み込んでいくことが重要である」としてございます。

具体的な施策でございますけれども、98ページの上から2つ目、「河川等の安全性向上など災害対策の推進」ということで、「東京都豪雨対策基本方針」等を踏まえまして、浸水被害の軽減に向けた総合的な対策を実施するべきである。あるいは台風等の発生に伴う土砂災害や高潮による対策、スーパー堤防の整備や防潮堤の整備等を行っていくべきであるということ、豪雨対策あるいは台風被害に対する対策をここに盛り込むとともに、99ページには、「オリンピック・パラリンピック開催に向けた組織委員会と関係省庁等との連携強化」という中で、熱中症対策のことも記載してございますし、また、最後の「感染症対策の実施」ということで、さまざまな機関と連携した感染症の発生予防を行っていく必要があるということ、国も今の適応計画をつくっていると聞いてございます。その柱が豪雨対策と熱中症対策と感染症対策であると聞いてございますので、そういった基本的な考え方はこの計画の御提言の中にも入れさせていただきました、環境基本計画の中にも位置づけていきたいと考えてございます。

○交告部会長 西岡委員、どうぞ。

○西岡委員 もちろん、個別の案件につきましては、環境基本計画でやるところはちゃんと押さえてあるとは思いますが、国の計画にも、これから地方にもつくるという話がありまして、何かもう少し適応計画ということで、この計画の中でハイライトするところがあ

ってもいいのではないかと思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○緑川環境政策課長 もともと国の適応計画は8月にできると言われていたものが、まだまだ取りまとめが遅れている中で、我々としても、国がどういう方針を出してくるのかを新聞・報道ぐらいからしか情報がとれない中で、今、ここの中でがっちり、施策に体系づけることはなかなか難しいのかなと思っております。

引き続き、国の動向を見据えながら検討していく内容ではあると思いますが、少なくとも、今回つくる環境基本計画の中では、対策としてしっかりと位置づけて、この環境基本計画が東京都の適応計画としても内在しているというつもりでつくっていると御理解をいただければと思います。

○交告部会長 では、田辺委員が先ほど手が挙がっておりますので、どうぞ。

○田辺委員 まずは、個別の点があるのですが、全体的なストラクチャーで今、A3の大きな図の資料で説明していただいたのですけれども、これだけを伺っていると分かるのですが、実際は結構、本文と対応していなくて、言葉が微妙に違うので、もうちょっと時間をかけて、最終版までにはあわせていただけるといいかな。

02のところに「政策の柱」がありまして、5つの柱があるわけです。例えば、これをその後の「スマートエネルギー都市の実現」と短く言いかえてもう一回おっしゃっているのも、ここを色を合わせるとか。多分文章のほうが正だと思います。幾つか御指摘したい点があるのだけれども、大きな点はまずそれです。

本文のほうの18ページですけれども、「改定に向けて」ということで、文章は大変結構だと思うのですけれども、参考資料4の「諮問の趣旨について」を見ると、この文の最初に「東日本大震災後のエネルギー需給をめぐる問題」が提起されているのですが、18ページにはそういう文章が出てこないのです。

諮問された趣旨に従って改定ということで、ここにもやはり、震災の件は書き込んでおくべきではないか。多分、3つ目の段落の「しかし」の前に書かなければいけないのではないかと思うのです。

それから、14ページからの将来像というところは大変よろしいと思うのですが、33ページは「政策の柱」となっていて、部局の名前が出てきていると思うのですけれども、ここも実は、先ほどの参考資料4の諮問趣旨とは言葉が微妙に違って、気候変動はやめてしまったのかなとか。①は多分、一般的には《気候変動・エネルギー》と書くべきでしょうし、諮問趣旨のほうは《資源循環》だけになっているのですが、廃棄物を入れるべきでしょうし、《自然環境》

には緑が入っていません。

微妙にずれていまして、諮問の趣旨は変えることができないと思うので、本文中の文章を少し気をつけていただけるといいかなと思います。

それから、18ページ以降の「エネルギーマネジメント」。住宅のところを見ていただくと、本文中では例えば「家庭部門対策」は、「省エネ、創エネ行動の促進」となっているのですが、絵の資料のほうは「創エネ行動」だけになっています。大分まとめられているので、この部分は非常に量が多いので、実はこのほか抜け落ちたものが結構、図のほうにはあって、本文を見る方とか、もしかしたら議員さんなどは図のほうだけを見ると、施策がなくなってしまっているのがあったりして、少々気になりました。特出しされているのか、網羅的に書かれているのかを、気をつけていただくといいかなと思います。

それから、50ページに、別途質問させていただいた「エネルギー供給事業者対策」というので、東京都で、特定エネルギー供給事業者において原単位を出してくださいという、非常に素晴らしい施策をやられています。どのぐらい太陽光があるとか、どのぐらいどういう発電所を使っているかが分かるわけで、これは4月以降、いろいろな事業者が電気を売りたい、キロワットアワーを売りたいと言ったときに確認することは極めて重要で、これは再エネのところに置くのも1つですけれども、気候変動や太陽光とかの中に置くのが本当にいいかどうかというのも、少し議論があってもよろしいかなと思います。

55ページ、例えば、これは言葉の問題で、推進を受けた後「現状と課題」となっているのですが、絵の資料のほうは「到達点」となっていて、ここも微妙にこういう言葉がずれているので、多分作業の途中なので、御指摘申し上げようかと思えます。

もう一個ぐらいで終わります。そういうのが少しあるので、最後に指針のところ、指針のほうは「暑さ対策」となっているのですが、暑さ対策とヒートアイランドは必ずしも一緒ではないので、このあたり、どちらをとられるとか、どっちを生かすとか、本文との整合性を少しとっていただいて、あと個別の議論は、一番大きいところは最初の「改定に向けて」のところの指針の趣旨にある文言を変えていただきたい。

以上でございます。

○緑川環境政策課長 お恥ずかしい限りで、申しわけございませんでした。

本文あるいは概要版の整合性を、しっかりと図るようにはさせていただきたいと思えます。申しわけございません。

○交告部会長 それでは、その件は今後御検討をお願いいたします。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 ありがとうございます。

意欲的な目標がいろいろ出ていて、うれしく拝見していたのですけれども、やはり西岡先生と一緒に、ひとつ適応について。

この「適応」という言葉が、32ページに入ってきたのはよかったと思うのですけれども、この中で、では、どこにあるのかなと、さっき、私は一生懸命探しました。やはり、おっしゃったように、これがなかなか。98ページに言及されているのは分かるのですけれども、適応としてまとまってはいないですね。

それで、これは2030年に向けての指針ということで出されていると思いますので、そのときに適応計画が特出しされていないというのも、時代を少し先取りというには当たらないのではないかと考えております。

ことしのパリでも、適応を含んだ国の削減目標を出すのが、それぞれの国の常識となっていますので、まさにそれが実際に求められていることなので、せっかく暑熱対策も洪水対策も伝染病対策もあり、内在されているものですから、これはこれでまとめて出されたほうが、私はもともとマスコミ出身なのではっきり言って、発表されるときに受けもいいと思うのです。内在されているものですので、これをまとめるのにそんなに問題はないと思うのです。

例えば、ここで「① 施策の方向性」で水質汚濁対策とか東京の水循環の再生とか、こういうふうに書いてありますけれども、このところに項目として、適応計画としてそれらをまとめて書いてもいいのではないかと考えるのです。つまり、「適応計画」みたいな形で1つ項目を立てて整理する。

というのは、もちろん適応というのは、防災とかいろいろ全てにかかわってくるので、あちこちに点在してしまうのは当然なのですけれども、それを適応という切り口でまとめて、1つの項目として出すと、そのほうが、東京都の環境基本計画が発表されるときを目玉にもなると、私は思うのです。国の適応計画もちょうど出たところですので、それにまさに最初に呼応して東京都が出したみたいな形で、温室効果ガスの削減目標の発表と同時にやられるといいのではないかなと思います。ですので、ぜひ、それをお勧めしたいと思います。

あとは、再エネ利用目標と省エネについてお話しさせていただきたいと思ったのですけれども、まず適応についてお話を伺えればと思って、ここで1回、終わらせていただきます。

○交告部会長 ありがとうございました。

今のお話だと、適応計画という項目が何か、全体を予告しようとするということになるというこ

とですね。

○小西委員 はい。

○交告部会長 その件について、事務局のほう、いかがでしょうか。

○緑川環境政策課長 大変貴重な御提案を、ありがとうございます。

今の小西先生あるいは西岡先生の御意見を踏まえまして検討はさせていただきますが、適応の観点でも河川の対策ですとか感染症等々、記載はしてございますけれども、例えば、河川の集中豪雨対策では単に集中豪雨だけを行っているだけではなくて、それとあわせて、河川改修の中で潤いある水辺空間等の整備をしているといった、潤いある水辺空間もあわせ持つ施策となっておりますので、そこら辺のすみ分け方は、中でももう一回議論させていただき、次回にまた、御報告させていただければと思います。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

この件に関して、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 今の適応ということなのですが、私もこの視点は大変重要で、適応の中の熱中症とか、その辺が余り強く出てこないのも、やはり今、その辺も非常に大きな課題になっていると思って、きょう、参加しておりました。

そして、きょうは全体的にもっと、いわゆる災害対策やら感染症のデング熱とか熱中症など、いろいろなことを入れて東京都がきちんと出していくのは、当事者として書けることもたくさんありますので、大都市としてやはり、先進的に書いていくことは重要だと思っています。

それに関連させてというのは少し無理があるかなとは思うのですが、実は今回、これを拝見して、2ページの右下の「目標年次」2020年、2030年の設定の考え方として、「東京オリンピック・パラリンピック」の2020年を契機として、その後の持続可能性をきちんと実現することを考えていくという、1つの視点がここに書いてあるわけです。

私は、都民あるいは社会にポジティブに発信するときに、2020年を契機にして、東京都が持続可能な都市を目指すことを強調することが、割に強いメッセージになるのではないかと考えておりました。そういう意味では、2020年を契機にして2030年を目指した環境都市にどういうふうに取り組むのかというあたりを、各項目に結構入っているので、その辺を特出して、きちんと東京都にはこういうのを実践してほしいと、この委員会としてオリンピックを契機にした持続可能性を大事にした都市に向けたことにしっかり取り組んでほしいという、そういうまとめを何かつくったほうがいいのではないかなという思いをしてきました。

考えてみると、その中には、適応のこともかなりしっかり入っています。ですから、適応も含めて2020年を契機にして考えると、キーワードが余りたくさんになっても強さが弱まりますので、その辺の形をしっかりと考えて、何か東京らしいものを発信していくことを考えてはいかがかなと思われました。よろしくをお願いします。

○交告部会長 ありがとうございます。

いかがいたしましょうか。この件を継続してもいいのですけれども、ほかの御意見も。

大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 それでは、資源循環のほうを専門としておりますので、その観点で気づいたところを御指摘させていただきます。

まず、通し番号の2ページの最初の素案の全体なのですが、資源循環のところでは、「サプライチェーン全体を」と、それから「持続可能な資源利用」が「政策の柱」のキーワードとして書かれていまして、世界全体でも、持続可能な資源利用という面では、経済と資源を使うことをデカップリングするとか、あるいは資源を利用することと環境負荷低減をデカップリングするという大きなコンセプトが出てきている中で、このキーワードを理念として取り入れることは、かなりチャレンジングな先進性を持っているものだと思えます。

一方、その施策ということになると、若干、まだ理念との間にギャップがあるというか、従来型の廃棄物問題への解決というところは、多少2Rと言われているような発生規制でありますとかライフスタイルの見直しというところに重きが置かれている面で、多少の萌芽は出てきていると思うのですが、これは長期的なコンセプトであり、また目標ですので、この理念を掲げたこと自身をさらに、実質的に意味のあるものにしていく施策を今後検討していくべきかなと、これはコメントであります。

次が、再生エネルギーの関係です。これは、エネルギーの低炭素との関連なのですが、04ページのところで、右側の中ほどに「都市型再生可能エネルギー等の利用促進」があって、私に関連している分野のごみ発電というものも、分厚目の中間取りまとめの資料を見ると、太陽光と並んで、同じぐらいの電力供給の発電能力があるというところの統計等も出ております。

これは都の環境基本計画なので、ごみ発電といいますと、区市町村といいますか、一部事務組合の担当になるとは思いますが、ただ、今、ごみ発電の、縦割りではなくて、もう少し横断的な形での事業スキームづくりみたいなものがいろいろと標榜されているのではないかと思いますので、そういったところには、都が何か新たな事業スキーム、その分野の

横断的な事業スキームづくりみたいなものに関して、技術的な支援をしていくという役割はあるのではないかと思います。

もちろん、本文の文章の中にも、いろいろな形でそれを読めるように、運用面で、また課題として、認識していることはあるかなと思います。

それから、06ページは、資源利用とかの観点になるわけですが、先ほどのサプライチェーンという意味合いなのですから、今のいろいろな施策全体を見るとまだ、静脈サプライチェーンといいますか、消費した後の廃棄物のサプライチェーンみたいなところの中の施策が多くて、もちろん消費者の発生抑制という面ではさかのぼるところもあるわけですが、生産者側にさかのぼる動脈サプライチェーンという意識を今後、常に持つておくためにも、「あるべき姿」の左下の、例えば2つ目のぼちの「環境負荷を最小化する」という中に「サプライチェーン全体での環境負荷を最小化し」という言葉をぜひ入れていただいて、常に施策を見直していくという意識があっていいかなと思います。

それから、右側の一番上の「目標」なのですから、「『持続可能な資源利用』の推進に向け、資源循環の促進に関する目標」を何かしらこしらえていく必要があるわけですが、持続可能な資源利用ということの今の一般的な言葉としては、資源循環という「回す」という概念だけではなくて、それによって、いろいろと資源効率を高めるのが1つのキーワードなので、「資源効率」という言葉もどこかで使うべきかなと思います。

それから、次の07ページのところなのですが、ここは中心が産廃行政になっているのですけれども、都としては産業廃棄物が中心であるわけですが、一般廃棄物というところは一部事務組合がやっておられて、最終処分のところを一部になっていただいていると思いますけれども、広域自治体として一般廃棄物の施設整備のあり方は、エネルギーの観点からも重要ですし、そういったところがやはり、施策2のどこかにあらわれているのではないかと考えています。本文のところにも読めるところがもしあれば、そういったところで一部入れていただくことがあるかなと思います。

それから、次の08ページ、災害廃棄物は、今、適応の問題の中での災害対策ということもありましたけれども、これは災害が起こってから復旧に向けての第一段階になる、大変重要なステージであるわけですが、首都直下型地震という大規模災害の中での想定でいろいろな支援をされることももちろんあるかなと思いますけれども、先日も関東東北水害がありましたように、頻発災害ということで、地震ということだけではなくて、水害ということも含めて、規模も小規模、中規模な区市町に対してきちっと支援ができるようなところを、

もう少し運用面でぜひ工夫していただきたいと思います。

あと、細かい点では、09ページの生物多様性のところで少し廃棄物問題とのかかわりを申し上げますと、捕獲鳥獣の処理が、いろいろな適正管理を進めていく上で、結果的にボトルネックになるところが、全国的に見れば多ございます。実際に捕獲されると一般廃棄物になりますので、いかに一般廃棄物を市区町村の処理システムの中で対応していくかということがあって、そこはぜひ、広域自治体として、市区町村に対して、生物側の管理と処理との連携がうまく図れるような形の支援もあるのではないかと思います。

済みません。いろいろと、まとめて言っております。

最後に、この大きなA3の14ページの横断的なところの取り組みの中で、今回、環境科学研究所の機能強化ということで掲げていただいております。

では、どういうふうに機能強化するのか。ここにエネルギー分野などの研究という、何をやるかということのより重点化強化があるかと思うのですが、やはり、そもそも環境科学研究所の位置づけをどのように行政として考えるのかとか、あるいはそれを強化するという意味合いが、予算なのか、人材なのか、あるいは研究所としての行政との関係性の中での何か、例えば独立行政法人的なある仕組みの部分の新たな検討なのかといったところを、この打ち出しの中で今後、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。○交告部会長 ありがとうございます。今の御発言では、最初に、理念が新しく素晴らしい反面、施策面に旧来方のところが残っているという御指摘がまずあって、その後、ごみ資源で都が横断的な事業スキームをつくるべきではないかとか、あるいは資源循環で効率性も重視すべきではないかという具体例を指摘していただいたと考えてよろしいですね。

○大迫委員 施策の運用面ではまた、ぜひ検討いただきたいのですが、重要なキーワードだけは、例えば「資源効率化」などは入れていただきたい。

○交告部会長 分かりました。

そうしますと、先ほどの田辺委員の「ずれ」の指摘とかかわってきそうなのですが、この際、何か御発言がありますか。どうでしょうか。

○田辺委員 つくり方だと思うのですが、1つは、本文を説明する資料としてつくられるのか。例えば、今回、非常に新しいところを特出しするような形で選んでいくのか。それは、ここで少し議論して、決めていく。絵なので、どうしても全部描くことはできないのですので、例えば、東京として今回、説明資料として示したいものを示していくことが非常に

重要だと思いますので、全ての施策は本文のほうにも入れてくださいというスタンスを考えられるような気がします。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

○緑川環境政策課長 1点だけ、事務局のほうからお話をさせてください。

今回のA3の資料は、分厚い資料を皆様方に説明するための資料という位置づけでございます。

実際、中間のあり方として取りまとめまして、表現等々も修正をさせていただき、当然、パブリックコメントにかけさせていただきましても、パブリックコメントに出すのは、直した本文とこれの概要版という形になりますので、その概要版が必ずしもこれにはなりません。つまり、ここの概要版は、今回、見やすくするようにいろいろなグラフとか絵とか入っておりますけれども、概要版であれば当然、本文からしか引用ができないはずですが、本文にはない写真とかも今回は随分入れておりますので、都民の皆様方に発表できるようなときには、そこら辺の整合性をしっかりとった形で、踏まえた資料をつくっていきたいと思っております。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

崎田委員が先だったような気がしますので、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

今、大迫委員が資源循環の部分をかなり御発言されましたので、関連して、手を挙げさせていただきました。

今、資源効率性という、限られた資源をしっかりと使い切るという分野が、世界的な課題に非常になっているということで、そこを強調すべきというお話は大変重要だと思っています。

なお、実はこの委員会の最初に配布していただいた東京都の資源に対する新しいビジョンの小冊子をいただきましたが、あれは今、日本の自治体の中では非常に先進的な内容だと感じておりますので、本文の中を拝見すると、非常に重要だと感じますので、これをしっかりと実施していただければ、そういうことがアピールとしてしっかりと社会にも広まるように、今後、強調していただければありがたいなと思っています。

なお、いわゆる環境配慮型の資源効率性を高めたメーカーの活用とか資源利用と活用と、その次に、それを消費者が使うという段階があるわけですがけれども、今、6ページのところを拝見していて、例えば「食品ロス削減の促進」とか「ライフスタイルの見直し」と書いてあって、この辺は本当はものすごく大事なのですがけれども、普通の言葉と同じに見えてしまう。

実はライフスタイルの見直しを市民が本当に実践するためには、それをシステムとしてできるような小売りの仕組みを確立するとか、そういうところが実はすごく大事で、ここがあらわしている意味は大変大きなものがあるのではないかと考えています。

そういう意味で、ライフスタイルの見直しというのは単に普及啓発という話ではなくて、それが実際にできるようなものづくり方とか小売りの仕組みの変化なんだということをきちんと考えた上で、社会全体でしっかりと取り組んでいく。そこまでの意味が込められているんだということをきちんと考えて、今後は発信していただくのがありがたいと思います。

私は今、発信ということを強く申し上げましたけれども、実は今回のまとめ全体は、東京都がどういう方向を持っているかというだけではなく、それを社会がどう実現させるかという、実現を担保するための計画になっていないといけない時期だと思っています。そういう意味では、市民や社会の人たちがこういう報告を見たときに、しっかりと受けとめ、分かり、目標なんかも納得するとか、分かりやすく出ていく。そういうことやいろいろと具体的な施策もきちんと出ていくという現実感が必要だと、強く感じています。

そういう意味で、これは項目出しして、私たちが分かりやすくということをつくっていただいたということですので、ことしはこれを実践することを意識してやっているんだということは今後考えて、きちんと社会に出していく。そういう目で、私たちももう一回、この本文を拝見することが必要なのかなと感じました。よろしく願いいたします。

○交告部会長 ありがとうございます。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 たびたび、済みません。出張の関係で、早く出なければいけないので、ここで話させていただきます。

3点、あるのですけれども、まず、57ページの「木材の持続可能な利用」のところで、「国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材の排除を進めていくべきである」。これは本当に、このとおりなのですけれども、違法伐採でなくても、非持続可能なものがたくさんあるのです。途上国はガバナンスが非常に弱いので、ここで違法伐採木材・非持続可能な木材の排除を進めていくべきである。「・非持続可能な」というのも入れていただければなと思います。調達コードはいずれ、もっと詳しくつくられていくのだと思うのですけれども、そこにこの「非持続可能な」が1つ入っているとしないのでは。というのは、日本は結局、合法だけれども非持続可能なというものが非常に多くて、それが国際的に叩かれているので、それを入れていただければと思います。

あともう一つが、GHG削減の点から言って、狙い撃ちさせていただきますと、鉄リサイクルをひとつ書いていただけるとうれしいです。58ページの「事業系廃棄物のリサイクルの促進」。というのは今、日本の鉄の利用は大体、電炉由来のリサイクル鉄が2割ぐらいなのです。ヨーロッパで大体5割ぐらい、アメリカで本当は6割ぐらいいっているのです、高炉由来よりも電炉由来の鉄に変えるだけで、GHGの排出量が4分の1になります。

日本は、国際的に見て、このリサイクル鉄の利用が非常に進んでいないのです。ですので、リサイクル鉄の促進を、ここにひとつ、言葉だけでも入れていただけるといいかなと思います。これは、オリンピックの建築物に対しても非常に大きな影響が出てくると思いますので、ぜひ、これはと思います。本当は、オリンピックのためのFCBなどには、これはリサイクル鉄でつくってもいいのかなと思います。今、リサイクル鉄が非常に進んできていて、自動車の表面鋼をつくってもいいようなグレードのものができていて、実際にアメリカではそれが使われていますので、日本の場合はどうしてもバージンものを好む国民性がありますので、進んでいないということもありますが、社会的バリアのほうも大きいと思いますので、ここにぜひ1つ入れていただければと思います。

そして、もう一つが再エネです。とにかくGHGの最大限の産業は電気と鉄ですので、再エネ利用目標を掲げることを推奨するみたいな言葉で入ってはいるのですけれども、A3の04ページの再生可能エネルギーによる電力利用割合は、2024年に20%ぐらいと掲げていらっしゃるけれども、本当は2030年の目標もぜひ、ぴしっと出していただけるといいかなと思います。できれば40%ぐらいだとうれしいのですけれども。それは無理と私が言うてはいけません。

それにしても、野心的な目標をここで出していただければと思います。それが出てくると、事業者にもこれからは東京都が再生可能エネルギーを使い続けていってくれるんだという大きなシグナルになると思います。こういうのはビジョンなので、たとえそれが実行できなくても、ビジョンとして掲げて、今回のキャップ・アンド・トレードでなされたみたいにこうして取り組み具合が公表されることによって、非常に評価されると思いますので、野心的なビジョンでもいいので、出していただくと大きなシグナルになると思います。

あともう一つが省エネなのですけれども、たしかキャップ・アンド・トレードとかは今後も続けていくということです。オリンピック関連の新しい建物とかが建っていくときの省エネ基準は、どうしても東京都さんが掲げていらっしゃるいろいろな省エネの基準ですとかキャップ・アンド・トレードとかの下に入ってくると思いますので、これはやはり、東京オリ

ンピックの建物にも影響させることをお考えになって、省エネ基準をこれからも厳格につくっていただけるといいと思います。

以上です。

○交告部会長 小河原委員、どうぞ。

○小河原委員 よろしいですか。済みません。時間が大分来ていますので。

生物多様性に関してまた、一言お願いしておきたいと思います。

施策の1と2で生物多様性を展開していただいて、その保全と緑の創出に関してはもう、ほとんど言うことがないのかなという具合に思っておるのですが、良く見てみますと、10ページの施策2のほうの「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」、こちらで少しお願いをしたいと思います。確かに、いわゆる自然学校という活動の場が3,000カ所を超えているということで、す。自然体験活動というのは今、非常に盛んになってきているのかなと思うのですが、実は、つい先日発表された環境問題に関する世論意識調査で、自然について非常に興味があると答えた方は13%あまり減っているのです。ましてや20代の若者は15%ぐらい減っているのです。自然体験活動をやっても、自然の大切さは理解できていないのではないかというぐらいに思うわけです。あるいは、生物多様性という言葉聞いたことがないという人は、何と、2012年から2014年で約11%増加しています。関心のある人は減ってきているということです。

10ページの「利用目的の多様化への対応」でトレイルランの写真が出ていますが、これは立派な自然体験活動です。自然体験は、どちらかというと、スポーツ系なのです。この自然体験活動トレイルランが3万人を超えるのは、もうすぐというか、もう超えているかもしれない。そうすると、施策の「目標」の長期ビジョンで掲げた自然体験活動参加者数3万人はトレイルランで超えるかもしれないということなのです。

自然体験活動というのは手段です。しかも、一般的にはスポーツ系の手段なのです。そこに自然からの学びはないのです。

本当に自然からの恵み、あるいはこういった自然公園を維持している保全の努力、保全活動の皆さんの努力、そして、今この自然がある場所の価値、そういうものを我々は本当に教育してきたのだろうかという反省があります。

そう考えると、14ページに環境教育というのが出てくるのですが、この環境教育は生活系の環境教育です。要するに、大気、水質あるいはエネルギーです。それを皆さんは環境教育と言ってしまうのだけれども生物多様性の保全となると、10ページの一番下の普及啓発の推

進になってしまうのです。これは本来、生物多様性に係る環境学習の推進をしなければいけない。普及啓発だけでは学びにはつながっていなかったのではないかという気がするわけです。

そう考えますと、例えば右のページの【自然体験プログラム】という写真がありますけれども、これは立派な保全活動の写真です。さらに、我々が今、推進すべきは、保全活動であり、あるいは自然体験学習の活動であるということです。そういう言葉の定義を、もう少ししっかりと捉えながら、使っていただきたいと思っています。

もう一度言います。「自然体験活動参加者数」という言葉だったら、トレイルランの参加者さんが超えます。これは多分、「自然体験学習活動の参加者数」あるいは「保全活動の参加者数」ということを意識されているのだらうと思います。本文の76ページには、そういう保全活動の情報センターをつくと書いてあるわけです。ですから、全て自然体験活動、普及啓発という言葉になってしまっているのですけれども、その辺の言葉をもう一度、整理をしていただいて、ぜひ、例えば自然公園のあり方のビジョンを検討する際に、その場所の価値であり、自然からの恵みの大切さを人々にどう伝え、学んでいただくのかという姿勢を貫いていただければと思っております。あるいは自然体験学習の活動であるということです。そういう言葉の定義を、もう少ししっかりと捉えながら、使っていただきたいと思っています。

もう一度言います。「自然体験活動参加者数」という言葉だったら、トレイルランさんが超えます。これは多分、「自然体験学習活動の参加者数」あるいは「保全活動の参加者数」ということを意識されているのだらうと思います。本文の76ページには、そういう保全活動の情報センターをつくるんだと、ちゃんと書いてあるわけです。ですから、全て自然体験活動、普及啓発という言葉になってしまっているのですけれども、その辺の言葉をもう一度、整理をしていただいて、ぜひ、例えば自然公園のあり方のビジョンを検討する際に、その場所の価値であり、自然からの恵みの大切さを人々にどう伝え、学んでいただくのかという姿勢を貫いていただければと思っております。

○交告部会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。何点かコメントをさせていただきたいと思っています。

今回お取りまとめいただいた「基本計画のあり方（中間のまとめ）」は、非常によくできているのではないかと思います。

特に、事業者の立場から見ますと、「世界一の先進都市・東京」をつくるという目標に向けた「政策の柱」を立てていただきました。そして、「全体を貫く4つの視点」では、きちっ

と経済成長と環境政策の両立、それから当然、東京都だけがやっても仕方がない話ですので、企業や地域の多様は主体間連携も謳っていただいているということで、これは大変評価できるのではないかと考えております。

そして、右下の「設定の考え方」では、具体的な数値による目標設定やロードマップをつくること書かれてあります。これを私なりに考えてみますと、やはりちゃんとした目標をつくり、そしていろいろな主体が、可能な限り自主的に取組んでいく。目標をつくって、みんなでそれに向かって自主的に行動していく。その取組みや行動に対して行政がインセンティブを与える。その上で、できればやってほしくないですが、上手くいかないようだったら規制的な手段も検討するというのが、全体の流れなのではないかと考えております。

目標を定めて、自主的に向かっていくというのは、まさに今度のCOP21の考えでもございませし、日本全体の考えなのではないかと考えております。

その上で、「スマートエネルギー都市の実現」の3つの施策について、意見を申し述べさせていただきます。

まず、施策1「省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進」でございますが、「あるべき姿」のところ少し引っかかる場所があります。私は目標設定の上で部門別に考えていった方が良くと思います。部門別に見ると、この中で家庭部門がやはり増加傾向にあって、ここを何とかしなければいけないというのが、今までの議論であったかと思っております。

そうした経緯を踏まえると、「あるべき姿」の中に、家庭部門はどうなっているんだという姿が書かれていないのです。これだけを読みますと、やはり、業務・産業部門がまた締めつけられるのかなという不安を感じてしまいます。ここに家庭で、家族一人一人がどういうふう在省エネ行動をしているかといった姿も見せていただけたらと思っております。家庭部門は極めて大切ですので、「あるべき姿」を追記してほしいと思っております。

次に、中小事業者に対して様々な支援をしていただけることを大変評価しています。ビルオーナーとテナントの問題を解決しようとか、そういった点でもやっていただけるということで、大変ありがたく思っております。

また、再生可能エネルギーの導入につきましては、これもやはり、導入拡大をすべきとは思いますが、国民負担とのバランスや支援策をしっかりと考えてやっていくのは、もともと施策の全体を貫く4つの視点にもあるわけですので、導入拡大と国民負担のバランスをきちっと考え、それを都民が理解できるようにしていただきたいと思っております。

次に、「エネルギー供給事業者対策」とか「再エネ電力選択の仕組みづくり」につきまし

ては、再生可能エネルギーだけではなく、省エネ全体につながるものだと思いますが、いわゆるエネルギー供給と利用に関し透明性を担保する方向で様々な支援策を講じていただくことが大切なのではないかと考えております。

ご案内のように「FIT制度」というのは、実のところは国民全体に対して非常に高い負担を課すものですので、そういった客観的で正確な情報をきちっと伝え、再生可能エネルギーの導入拡大がプラスの影響だけでなく、マイナスの影響も非常に大きいことを都民に理解してもらい、省エネの推進に当たって電力の選択ができるようにしていただけたらというのがお願いでございます。

最後に、06ページの「エコマテリアルの利用拡大」のところについてですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、一体どういう部分でこれを拡大できるのか、具体的な内容を、これからきちんと教えていただきたいと思います。エネルギーの関係でもそうですが、なかなか中小企業は、こういう分野に慣れていないところもございまして、正しい情報の提供を出来る限り早く出していただき、中小企業もエコマテリアルの利用拡大ができるように、インセンティブあるいは情報提供をしていただけたらと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○交告部会長 末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 どうもありがとうございます。

利用年次が一番長いのが2030年なのですが、私は2030年までの15年間を見ると、非常に大きな変化、激変があるのだらうと考えております。

その中の1つが、環境政策と都の重要政策との融合化が進む。これは環境政策だから環境だけの話で済むという時代は終わって、あらゆる政策が環境問題をベースに置いて政策をつかって、実行されるという時代が来ているのだらうと思います。

そういった認識で見ますと、例えば2008年については、「環境負荷の少ない都市を実現」と、これでしたわけです。これはいわゆるサイロ型の環境基本計画は、協議の環境部門だけを考えるんだという思想でできた基本計画のような気がします。

それに対して、今回は環境政策と経済成長を両立させた世界一の環境先進都市を目指すとして書いてある。これは大変素晴らしいことだと思います。しかも、それを実現するためには、抜本的に改定すべきである。とすれば、やはり協議の環境政策は、誰が見てもこれは環境問題だよねという話だけではなくて、環境が影響する、あるいは環境に影響するものを含めた広い領域を対象にした基本計画を考えるべきなのだ。これは2030年ですから、あと15年あり

ます。としますと、特に環境政策と経済成長を両立させるという意味は、成長を妨げない範囲での環境政策ということではなくて、環境もしっかり守りながら、それでいて成長できる経済モデルをつくらうという話だと思のです。世界は今、間違いなくそういう方向で始まっています。とすれば、もう少し個別の商品、手段、レベル、分野の話だけではなくて、世界一の環境先進都市・東京が必要とする経済モデルがどういう経済モデルなのか。あるいは、その中で行われるビジネスモデルはどうあるべきか。あるいは、それを支えるべき金融モデルはどう変わっていかなければいけないのか。こういった話をもう少し全体の中に入れてないと、私は「世界一を目指す」という言葉が、ただ言葉で言っているだけの様な気がしてなりません。

ですからぜひ、東京都が、これから必要とする環境も経済成長も両方がしっかりと実現できるようなまちをつくるということであれば、そこで行われる経済活動、金融活動。特に東京都は世界の金融都市のトップを目指しているのであれば、明らかに今、金融が変わり始めております。ですから、そういったところへの呼びかけなどもどうするのかということは、大変重要ではないでしょうか。

それから、いわゆるライフスタイルの話が先ほどありましたけれども、個人も含めて、我々が環境に負荷をかける行為は全て、経済活動です。全て、消費活動です。ですから、そういったことも考えますと、経済活動や消費活動を抜きに東京都の環境政策を語ることは、もうできなくなったのではないかと考えております。

以上です。

○交告部会長 ありがとうございます。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

今、もはや環境だけの話ではないという御意見がありまして、全く賛成なのですが、今回も資料の2ページに「計画のあり方について」ということで、世界の人口や日本の状況をきちんと書いていただいていることは、それを示しているのだと理解してきました。ですから、環境、経済、社会、そして各国、各地域の持っている文化を大事にしながら、新しい社会をつかっていくために環境政策を環境政策だけのほうからではなく考えながら、どういうふうにかきちんと計画を立てていくのかということだと思っています。

そういう点を強調することを考えれば、私が最初に申し上げた2020年を契機に、どういうふうにか2030年に向けていくのか。特に、オリンピックに向けて、オリンピックを契機にしな

がら東京都がしっかりと持続可能な都市に変貌していくことを狙いながら、どこを強調してほしいという。どこというより、先ほど来出ている低炭素、循環、資源、効率性、生物多様性のお話、そしてやはり、多様な方たちが短期間に2,500万人ぐらいいらっしゃるときなわけですので、日本の全国が一緒になってお迎えをしながら、世界各国の方、障害のある方、年齢の多様な方などいろいろな方に向けて、オープンに過ごしていただける都市として、そこをきちんと考えることとか、そういうポイントを大事にしながら、この計画の中からそこをきちんと特出しをして、こういうところをしっかりと大事にして、強調しながら、都市づくりを目指してほしいというところをしっかりと出していくことも、今、組織委員会あるいは関連で考えておられる方、そして社会が、このオリンピックは一体どういうふうに進んでいくのかと心配されている多くの社会の方にも強く、方向性を発信できることになるのではないかと考えています。ぜひ、そういうことを考えたらいかがかと思えます。

新しい環境基本計画の中で、特に2020年から2030年に向けて、オリンピックという契機にしっかりと取り組むべき方向性を強調するような提案を、例えば、最後にまとめるのか別冊にするのかを皆さんで検討いただきたいと思えますけれども、やはりそういうことを強調することで、今の御意見にもあったような持続可能な都市に向けてどう考えるのかにもつながってくると思えます。

○交告部会長 末吉委員、今のご発言へのつけ足しですね？高橋委員、申しわけないですけども、多分対応していると思えますので、末吉委員を先にとということによろしく。

○末吉委員 私が申し上げているのは、書いてある文言を、私の意識で読もうと思えば読めないこともないのではないのですけれども、ただ、それは相当苦しくて、ひょっとすると、そういうことを余り考えてはいないのではないかという気がしてならないから申し上げています。ですから、本当であれば、3のこれに1ページぐらい使って、今のようなこともしっかりと言うことが、私は必要ではないかということで申し上げております。

それから、オリンピックは非常に重要なのですけれども、オリンピックはあと5年です。でも、ポストオリンピックは10年あるのです。ですから、ここで20年と30年を分けていらっしゃるの適切だと思いますので、オリンピックも大事だけれども、2030年までの15年間をどうしていくのか。ここで非常に大きな変化が起きると、私は思っておりますので、ぜひ世界一の言うからには、本当に世界一をやるには、抜本的にやらなければいけないです。そのこともやはり、1ページぐらい使って、はっきりとここで打ち出す。東京都の政策の意思として意思を表現していくことが、私は重要ではないかと思っております。

○交告部会長 済みません。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 4点、あります。

まず、プライオリティーということなのです。都のビジョンや目標は非常に分かりやすくなったと思うのですが、今後ロードマップで書かれることではあるかと思うのですが、今のところ、短期的・長期的にそれぞれどこまでやるのかがまだ分からないので、それを簡単に整理する必要があるのではないかというのが、1点目です。

それから、施策の軽重、それから難易度について、今のところ、施策が幾つか具体的に例示されているのですが、中には、目標に対して非常にマイナーなものもあればメジャーなものもあると思うのです。それについて、並列的に書いてあるのですが、その辺の整理をどうするかが2点目です。

それから、3点目は、14ページに書いてあるあたりが非常に重要だと思うのですが、実際にこれらを進めていくためには、都民だけではなくて、都下の公共団体、場合によっては周辺の地方公共団体、国と協同してやっていかなければいけないものがあるのですが、そういうものは、ここだけで述べていてもなかなか実現できない。つまり、これからの課題になるものがあると思うので、それについて、今後の課題として整理の仕方考えたほうがいいのではないかと思います。

4つ目は、オリンピックまでに何を実現して、世界にどう発信するかについて、今のところよく分からない。世界に対して何を発信し、それが意味を持つためには、ここまではやるとかこういう街をつくるか、整理する必要があると思うのです。

多くはロードマップの問題かもしれませんが、ここで具体的に述べなくてはいけないということではないのですが、今の4点について、御検討いただきたいと思います。

○交告部会長 済みません。今のは、1点がプライオリティで、3点が協同で、4点がロードマップ的なことだったと思うのですが、2点目を聞き落としてしまったのですが、何とおっしゃったのですか。

○高橋委員 施策が具体的に例示されていますが、実現可能だがマイナーなものもあれば、実現するのが大変だがメジャーな施策もある。そういう整理が、今のところ分かりにくく、並列的に述べられている気がします。

○交告部会長 分かりました。実践を踏まえた施策の軽重の扱いの問題ですね。ありがとうございます。

この点について何か、事務局からございますか。

○緑川環境政策課長 貴重な御提案をありがとうございました。

まず、私どもも予算の要求の発表あるいは予算の確定で、もうちょっと具体的な事業の内容等々もお示しすることができるかと思っておりますので、その際には、「中間のまとめ」の2ページ目の目標年次の一番右下にも書いてありますように、ロードマップ等もしっかりつくりながらお示しをしていきたいと思っております。その中で、2020年までにはどんなことを実現するのか。それは、ロードマップとこれから策定する目標を見据えながら、どんな姿になっていくのかをイメージできるようなことにつながっていくのかなと思っております。

ただ、施策の重さとか難易度という観点からすると、確かに予算の大小という問題がありますけれども、我々として、どれが一番よくて、どれがそうでもないというプライオリティーをつけた形で仕事をしておりませんので、少なくとも、ここに掲げて予算化されたものは、金額の大小にかかわらず、いずれにしても都の施策として重要なものと考えておりますので、その中で松竹梅と分けるのはちょっと難しいのかなと思っておりますけれども、高橋先生から御意見をいただきましたので、何らかの工夫があれば検討していきたいと思っております。

○交告部会長 西岡委員が手を挙げておられたような気がするのですが。

○西岡委員 ほかの方で。

○交告部会長 では、和気委員、どうぞ。

○和気委員 ありがとうございます。

いろいろな視点が網羅的に盛り込まれ、よく整理されてということで、全体としてこの方向でいいと思います。あえて感想を付け加えれば、環境政策と経済成長とのリンクを明示的にとらえること、つまり、それぞれの施策を環境と経済の両面から総合的に評価するという視点がもう少し具体的にあってもいいのではないかと思います。

例えばなのですけれども、世界一の環境都市・東京が、そこでの生活や働くことも含め、ビジネス拠点として魅力あるかどうかという視点があります。環境改善が付加価値を生み出し、経済成長のドライビングフォースになるとすれば、それがどのような状況かを報告内容を踏まえて読み直してみますと、先ほど、東京23区の緑化率が初めて上昇したという重要な環境情報が報告されました。これを都市部における環境改善と評価するとすれば、またこのことがいろいろな環境施策の効果が表れたと評価できるならば、生活環境のみならず、広く労働環境の改善による生産性上昇が期待できるとすれば、施策の結果、環境と経済の好循環が生まれたと考えることができます。東京23区のオフィス街を含めた中心部分、首都東京に緑が増えたことは、経済価値を生み出すインフラ整備からも重要な情報になると思います。

あるいは、水辺環境が水循環のところから出てきますけれども、いわゆる環境資源としての水だけではなく、オフィス景観や観光なども含む経済資源としての水・水辺環境も重要な視点だと思います。世界中の大都市における都市開発の大きな柱に、いわゆるウォーターフロント・水辺環境の整備が据えられていることから、うなずけるところだと思います。こうした水辺環境の整備を、環境と経済の両面から総合的に評価することができるのではないかと思います。アンケート調査などを用いて、フォローアップしていくことも重要な施策の評価方法だろうと思います。

次にちょっと違った問題ですが、世界を意識した東京都の環境政策、そして経済と環境政策を考えるという東京都の方針を具体的な施策措置に落とし込んでいく過程で、若干の懸念、あるいは老婆心のようなものかもしれませんが、一言付け加えさせていただきます。

「持続可能な資源利用」のところで、国産材合板の約20倍が輸入されているという観察事実をどのように評価し、どのように環境政策問題としてとらえるかということです。報告内容は読み方によっては、いかにして輸入合板を抑えて、国産材消費を増やすかという産業政策、あるいは輸入・貿易政策の意味合いがどうしても強く感じられます。ある種の市場経済メカニズムのもとで国産合板と輸入合板の市場シェアが決まっているわけで、これによってより安い輸入合板が調達でき、コスト低廉化による国際競争環境が改善し、経済成長に結びつくとの期待は、たしかに自由貿易協定や経済連携などの理念に沿った重要な経済的側面です。しかも、わたくしの理解では、本報告内容の真のメッセージは、国内的にも国際的にも持続可能な資源循環が重要ということで、単に合板の輸入を制限することではないということです。思いますので、輸入合板を国産材に代替するという産業政策的なメッセージを強く世界に意識させるような発信はしないほうがよいと思うのです。重要なことは、仮に輸入合板が増えたとしても、輸出元のそれぞれの国々の木材が持続可能な管理によるものであれば、極端に言えば問題ないことです。繰り返しますが、国産合板と輸入合板の市場シェアをあまり問題にしないほうがよいと思います。

○交告部会長 ありがとうございます。

西岡委員、よろしいですか。どうぞ。手を挙げておられたと思うのです。

○西岡委員 今、気候の観点から言いますと、今度のCOP21でいろいろなものが決まって、今、議論されたような経済と環境の話は多分、相当大きくハイライトされることになると思います。国際関係の話もあれば、世界全体の話もある。その辺は今、十分議論をやっていないといけないのですが、基本的に何が変わるかと言って、後ろ向きから前向きに変わるとい

う一言ではないかと思うのです。

これまではもう、やらないということが、各国の合意だったのです。今度は多分、やっていこうという方向に移っていくと、私は思っています。これはまだ、すぐにはなりません。数年かかりますけれども、そういう方向に移っていくと思います。

そういう面で、これからは東京都の計画としては、あるべき姿は一体どういう形なのだろうということを何かの形で見せると、多分いいのではないか。そこに向かって、挑戦的にみんなが動き出すという目標をきっちりとつけるということの先端を行っていただきたいということです。

温室効果ガスの削減目標の話ですけれども、私は具体的にずっと言い続けていることなのですけれども、簡単な話で、東京都は今、2000年からの例えば30%削減というと70%残りますね。そうして、2000年がたしか7000万トンぐらいですから、7掛ける7は49だから、7・7ぐらいが残っているわけです。そうするともう絶対量で、これだけしか出せないということを宣言しておられるわけですね。

いつも何%という話になってしまうと、基準点がどうだとか、それから変動したらどうするとか、そんなことばかり言う。そういう目標をもうやめにして、ぜひ東京都からそういう形で宣言したほうがいいと、私は思うのです。言っていることは同じなのです。

何度も言いますが、2000年から30%減らすことの絶対量は決まっているわけですから。例えば、それに目がけてやろうという方向にしたほうが、いろいろなものでずっと前向きになると思うのです。表示の仕方を私が大体計算しましたら、その目標はなかなか悪くない。私は何度も言っているけれども、IPCCでは少なくとも、それから世界的には少なくとも、世界は2050年半減、先進国は80%、一人あたり2トンぐらいというのが話の内容の中心になっているわけですから、それに向かってえいやっと線を引けば、そんなに悪い数字ではないので、絶対量で計画をつくっていくなんてことをやるという意味は、これから全てのことをそっちのほうに向ければ前向きに産業も行くし、市民も1人2トンと念頭にあったら、では、自分はどれぐらい減らせるのかという指標にもなるわけです。私の計算では2030年には4トンか5トンぐらいになる。そういうことをひとつ、形としてやっていただくといいなということで、一応これはどうなるか分からない。

これは、何%減らすということの意味を、今までどう思ってそんなことを言ったんだろうと考え直してといいと思うのです。これは明らかに、嫌なことの競争をしていたわけです。そういう話ではないのではないかと思います。

済みません。

○交告部会長 ありがとうございます。

時間が大分迫ってきたのですが、ほかにいかが。富田委員、どうぞ。

○富田委員 先ほど、西岡先生がおっしゃったことに絡むのですけれども、目標の分かりやすさは大事だと思うのです。再生可能エネルギーのところコメントさせていただきます。A3の資料の04ページです。こちらの左側に、「これまでの主な取組と到達点」と書いてあって、ここにもう既に太陽光の「飛躍的な利用拡大」と書いてあるのです。確かに、この数字だけを見ると飛躍的に拡大しました。では、現状はどうかと言うと、6%という数字が書いてあって、今、ここには書いてないですけれども、東京都としては2024年に20%という目標を掲げています。さらに2030年の目標を設定するということになっているのですが、現状から目標に至るところこそ飛躍的な数字を掲げていらっしゃるのであって、その飛躍的な数字を目指しているという感じが、この資料では見づらいのかなというところがあります。特に「施策の方向性」にもシティチャージとか書いてありますけれども、これも、意味はあるとは思いますが、多分量的には非常に小さいものです。そうすると、下のほうの「多面的なアプローチ」とか、やはりこれから2030年にかけて、大幅に入っていくのだ、大幅に入れていかなきゃいけないのだということが分かるようなPRをしていかなければいけないのかなと思います。

その上で、今から自由化が始まって、ますます電気の消費といいますか、実態が分からない時代がやってくるのではないかと思います。例えば、安売りに走る会社もあろうかと思えます。主婦の方がスーパーに行って、「今、電気はどういうのをお使いですか。こっちのほうが安いですよ」と宣伝された時、その際CO2のことですか、再生可能エネルギーは考えない訳です。いくら安くなりますからということで選ばれる。ガソリンスタンドに行って、こっちの電気のほうが安いですよと言われたら、やはりそういうセット販売のものを買ってしまおうということになろうかと思うのです。

中村さんがおっしゃいましたが、それぞれの電気について透明性のある情報提供も必要ですし、それから、現状と将来の目標を掲げたときに、モニタリングを東京都としてやっていく必要があります。東京で使う電気が、いろんなところから来るようになるわけです。スーパーで契約しましたと言っても、それがどこから来ているかという、非常に複雑になっていることだと思います。今、電気事業を新しくやろうとしている会社がすごく多くなっています。実際に東京都の事業者、それから消費者、都民の方が、どれだけ再生可能エネルギー

を使っているかを把握するには、現状の6%は東京電力の数字を拾ってくればできるわけですが、何か新しい仕組みが必要です。新しく送電網の会社ができますので、そこから情報提供をしてもらおうとか、モニタリングをしっかりとすることを、ぜひお願い致します。

それから、目標に絡んで1つ質問なのです。次のページの水素のところ、目標が2つ掲げてあります。2030年の目標が上に書いてあって、下が「水素エネルギーの普及促進に向けて、都民への認知度の向上に資する目標を設定」ということなのですけれども、これの具体的なイメージがもしあれば、教えていただきたいのです。

○交告部会長 では、水素の目標の件について、事務局、いかがでしょうか。

○緑川環境政策課長 「これまでの主な取組と到達点」で、これは埼玉県のアンケートでございますけれども、「知っている」「まあまあ知っている」と合わせまして、大体22～23%という状況でございます。これは、あくまでも埼玉県の調査です。

こういった認知度を高めていくみたいな数値目標はなかなか難しく、飛躍的と言うとまた、再生可能エネルギーと関係ないかもしれませんが、例えば、あらゆる機会を活用して水素の認知度が飛躍的に高まっているとか、そんな定性的な目標のかなというイメージで考えています。

○富田委員 分かりました。

○交告部会長 ありがとうございます。いろいろな御意見が出てきて、ほかに何かございますでしょうか。

最初に田辺委員から説明資料と本案との表現の「ぶれ」という御指摘があり、それについてはこれが説明資料であるがための限界があって、それで本文をこれから訂正していくということなのですが、その訂正についての指針がいろいろ指摘されました。

例えば、崎田委員からライフスタイルの見直しという非常になじんだ言葉も、実践をふまえれば、大前提の小売りの仕組みのところから前提を変える必要があるので、そういうところを書き込むという実践の意識が必要ではないかという御指摘がありました。

それから、末吉委員から、環境政策を中心とした政策の統合で、あらゆる人間活動は消費活動に行き着くという御指摘がありました。

事務局としてはちょっと難しいという御反応がありましたけれども、高橋委員からの実践性を踏まえた施策の強調の判断という御指摘をいただいて、そういうところは今後、非常に参考になろうかと思えます。

申しわけないですが、私自身がちょっとよく分からなかったのは、和気委員が、例えばオフ

イス街で緑化率が高まったというのは、生物多様性の観点から評価できることではあるのだけれども、同時に、それが経済価値を上げているという見方ができるのではないかというお話をされ、そこまでは分かったのですけれども、その後、例えば国産材を優先するという施策を考えた場合に、それがやはり市場を動かしてやることを考えると、日本がそれを世界に発信するというのは避けたほうがいいとおっしゃったのですか。その理屈がちょっと、私の頭では理解できなかったのです。

○和気委員 説明が不十分で、すいません。いわゆる環境を目的とした非関税障壁問題に関する懸念や疑念のことを申し上げたかったのです。環境を理由に自由貿易ルールを逸脱するような措置との疑念を抱かせかねないように、配慮が必要ではないかということです。国が直接貿易介入しないということであれば国際問題化しないのですが、環境政策を隠れ蓑に特定の産業を保護するような貿易介入を疑わせるような対応は、慎重になったほうがよいと思います。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

もう時間が来ましたので、そろそろ打ち切りたいのですけれども、私も一言申し上げたいのです。

きょう末吉委員の御発言のあった政策の統合というのは、非常に重要な視点だと思うのですけれども、法律的には非常に難しい部分があります。やはり法律は縦割りになっておりまして、例えば、河川の水辺空間の生物多様性を高めるといった場合に、河川法にも環境保全という目的はあるのですけれども、基本的には水利用と防災が目的ですので、そこにどこまで環境のことを盛り込めるかという問題があります。

東京都の法務部はものすごく優秀な人たちを集めているのですが、これまでは事件が起こったときの解決が中心だったのです。だから、政策法務といいますか、政策を統合的に実践するときに東京都としてどこまでできるかを検討する法務能力も、今は高まってきていると思うのですけれども、例えば環境局との法務部の連携とかをもっと強化する必要があると考えます。

申しわけございませんが、予定された時間がまいりましたので、これでマイクを事務局にお返ししたいと思います。よろしく。

○緑川環境政策課長 ありがとうございました。

次回は11月20日を予定してございますけれども、そこで、今回の中間のまとめのご報告をしていただくこととなりますので、今、いただきました宿題につきまして、反映できるもの

は反映させていただき、さらに検討させていただかなければ御回答できないものは、11月20日の前までに、皆様方には個別に御説明をさせていただいて、11月20日には、しっかりした形で御報告できるようにさせていただきたいと思っております。

ただ1点だけ申し上げますと、本文の何ページでも構わないのですけれども、41ページや42ページを見ていただきますと、基本的に、例えば41ページでは、家庭対策として、家庭対策ではこうやってあるべきということを6行ぐらいで書いて、これは後ほど、次回にはロードマップ等でお示しをさせていただきますが、少なくともこういった取り組みをさせていただきますという具体的な施策を、この〇で記載していることになっております。

なので、先ほど崎田先生がおっしゃいましたライフスタイルの見直しという観点も、確かに消費行動なり新たなシステムをつくっていくというのは重要な視点でございますけれども、施策としてブレークダウンをすると、なかなかそういった仕組みをすぐつくって、来年度から実施しますというのはなかなか難しいものですから、考え方等整理をさせていただかないといけないかなと思っております。

また、この環境基本計画自体は、ここに書いてあるものだけで終わりということではなくて、2030年までの環境の政策の指針、バイブルとして捉えてございます。ですから、先ほどの末吉先生から経済モデル、ビジネスモデル、金融モデルをつくるべきだというまさに、大変素晴らしい御指摘だと思いますけれども、でも、今現在で2030年までを見据えた経済モデル、ビジネスモデル、金融モデルを、我々の力で作り切れるかということ、なかなか難しいというのが正直な感想でございます。

そこで、34ページ、全体を貫く視点として、環境政策をつくり込んでいく上で、「持続可能な都市の実現に向けた新たな価値観の創出」ということで、これまでの取り組み、気候変動問題の解決や資源利用の推進に向けまして、これまで続けてきた慣習や行動様式を変えていく必要がある。そういった中で、個々、これから2030年まで環境政策を進めていく上で、こういった考え方のもと、今後も政策をつくっていく観点で計画をつくっておりますので、その時代時代に応じた経済、ビジネス、あるいは金融の状況に応じた形で、環境政策も柔軟に対応していきたいというメッセージをここに込めておりますので、そういったことも御理解をいただければと思っております。済みませんでした。

それでは、長時間にわたり御審議をありがとうございました。

次回は、11月20日、第33回の企画政策部会に引き続く形で、43回の審議会総会を開催いたします。企画政策部会は、10時から11時までの約1時間、総会は15分の休憩を挟みまして、11

時15分から45分までの約30分間を予定してございます。正式な開催通知につきましては、時期が近づきましたら、また御送付させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、先ほども申しあげましたように、審議の内容につきましては、総会をいたします中間のまとめ（案）となっております。

このため、先にいただきました宿題につきましても、しっかりと対応させていただきながら、しっかりと御説明させていただきたいと思っております。

また、参考資料の5番、通し番号で言いますと115ページでございますけれども、今後のスケジュールを記載させていただいております。

今度のスケジュールといたしまして、11月20日に中間のまとめのご報告をいただきまして、11月と12月にかけてパブコメ、それから1月に再度、パブコメの結果と最終まとめ（案）の御議論をいただき、1月の末に最終答申という流れになっておりますので、今後、1月開催分の日程調整に入らせていただきたいと思います。

追って事務局より、メールで依頼させていただくことになろうかと思っておりますので、日程調整の御協力かたがた、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第32回企画政策部会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。